

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置	(漁業管理課) 1
○遊漁規則の一部変更の認可	(") 2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3

告 示

高知県告示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の規定による漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる中型まき網漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和3年2月26日

高知県知事 濱田 省司

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ 中型まき 網漁業	(3)に定め るとおり	周年（知事 が指定する 日から6月 30日までの 間において 50日を限度 として知事 が指定する 期間）	定めなし	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	15	県内に住所を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月1日から同月15日まで

(3) 操業区域

宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島とを結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位129度20分の線に至る海域（漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

2 もじゃこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
------	------	------	----------	---------	-------	-----------

もじゃこ 機船船び き網漁業	(3)に定め るとおり	周年（知事 が指定する 日から6月 30日までの 間において 50日を限度 として知事 が指定する 期間）	定めなし	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	30 (操業区 域全体で 30)	県内に住所 を有する者
もじゃこ 小型まき 網漁業	(3)に定め るとおり	周年（知事 が指定する 日から6月 30日までの 間において 50日を限度 として知事 が指定する 期間）	定めなし	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	30 (操業区 域全体で 30)	県内に住所 を有する者

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月1日から同月15日まで
- (3) 操業区域

宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島とを結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位129度20分の線に至る海域（漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

高知県告示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和3年2月19日に次のとおり認可した。

令和3年2月26日

高知県知事 濱田 省司

いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4
- (2) 漁業権の免許番号
内共第511号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第1項の表中「中野川川と同川と桑瀬川との合流点から上流の区域及び」及び「中野川川と同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、」を削り、同条第2項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
------	--------	------	------

あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	1月1日から 12月31日まで
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	2月16日から 11月30日まで

第5条第3項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料（1日）
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	2,000円
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	3,500円

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年3月1日

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月26日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。付則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

15 職員が、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、その病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第6条第1項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業その他公営企業局長がこれに準ずると認める作業（次号に掲げる作業を除く。） 3,000円
- (2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他公営企業局長がこれらに準ずると認める作業 4,000円
- (3) 患者等から採取した検体を直接取り扱う作業その他公営企業局長がこれに準ずると認める作業 580円
- (4) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件若しくは付着したおそれのある物件を処理する作業又は患者等からの検体の採取場所等の消毒を行う作業その他公営企業局長がこれらに準ずると認める作業 290円

16 前項に規定する作業に従事したときにおける第6条第3項の規定の適用については、同項中「及び交替勤務手当」とあるのは、「、交替勤務手当及び付則第15項（第3号を除く。）の規定により支給する特殊勤務手当」とする。

附 則

この規程は、令和3年2月26日から施行し、改正後の高知県公

営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、同月13日から適用する。